

院内感染防止対策指針

第1条 趣旨

この指針は医療法人三井会神代病院(以下「当院」という)における院内感染防止対策及び院内感染発生時の対応等における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として、下記事項について定めたものである。

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方
2. 院内感染防止対策のための委員会、その他当院の組織に関する基本的事項
3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本的な事項
4. 感染症の発生状況報告に関する基本方針
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
7. その他院内感染防止対策推進のために必要な基本方針

第2条 院内感染対策に関する基本的考え方

全ての患者に対して標準的に講じる疾患非特異的な感染対策(全ての患者の汗を除く血液、体液、排泄物、粘膜、損傷した皮膚は感染の可能性のある対象として対応する＝標準予防策)および感染経路別予防策を実践することにより、患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させる。

第3条 組織

当院における院内感染発生時の迅速な対応策及び院内感染の調整・対策・予防を図るため次の組織を設置する。(組織体制図を参照)

1 感染対策部門

病院長が院内感染管理者を兼務する

(1)所掌業務

- 1)院内の感染対策の指導・監視・教育を行う。

2 院内感染防止対策委員会

(1)所掌業務

- 1)院内感染防止対策全般にわたる検討と実行に関すること。
- 2)院内感染防止対策マニュアルに関すること。
- 3)院内感染症患者発生状況に関すること。
- 4)院内感染症サーベイランスに関すること。
- 5)院内感染症に関する新知見と情報収集。
- 6)院内感染予防の教育と啓蒙に関する事。
- 7)アウトブレイク対策に関すること。
- 8)その他院内感染に関すること。

◇詳細な検討が必要な事項については、院内感染管理者が感染対策チーム(ICT)に委託し報告を受け審議する。

(2)院内感染防止対策委員会の開催

- 1)毎月1回開催する。また必要な場合委員長は臨時院内感染防止対策委員会を開催することが出来る。
- 2)院内感染防止対策委員会は、病院長が任命した委員長および委員(常勤医師、看護部長、看護師長、薬剤科長、臨床検査科責任者、事務部長、各部門責任者)で組織する。

3 感染対策チーム(ICT)

院内感染管理者は感染対策チームのリーダーに院内感染対策の実施に関する権限を委譲する。

(1)所掌業務

- 1)院内感染防止対策マニュアルの作成及び整備に関すること。
- 2)院内感染防止の啓蒙活動に関すること。
- 3)院内感染情報の収集及び広報に関すること。
- 4)発生した院内感染に対する対応に関すること。
- 5)院内の抗菌薬使用に関するマニュアルの作成及び改訂に関すること。
- 6)院内のアンチバイオグラムに関すること。
- 7)院内感染防止対策のための教育・研修に関すること。
- 8)院内環境衛生に関すること。
- 9)滅菌・消毒・清掃に関すること
- 10)対策チームの運営に関すること。
- 11)その他院内感染に関すること。

(2)院内感染対策チーム(ICT)

- 1)院内感染管理者が任命する委員(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、療法士、事務職員)で組織する。
- 2)感染対策チーム(ICT)は、週1回程度で病棟などの巡回を行い、感染防止対策に関する助言、指導を行う。

4 感染防止対策小委員会

院内感染防止対策委員会の下部組織として感染防止対策小委員会を設置する。

(1)所掌業務

- 1)院内感染防止対策マニュアルの院内における実施に関すること。
- 2)院内感染防止対策マニュアルの改訂に関すること。
- 3)発生した院内感染に関する対策の周知・指導・推進に関すること。
- 4)自部署における感染対策に関すること。

(2)感染防止対策小委員会

- 1)院内感染管理者が任命する委員(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、各部門担当者)で

組織する。

2)感染防止対策小委員会を毎月1回開催する。

第4条 感染防止対策のための教育・研修

医療従事者一人一人の感染対策の実践レベルが高くなければ、院内感染防止対策を徹底することはできない。患者および医療従事者の感染リスクを最小限にする為、院内感染管理の基本的考え方および具体的方策について、職員に対し以下のとおり教育・研修を行う。

- (1) 就職時研修の実施及び全職員を対象とした院内感染防止対策に関する研修を年2回程度行う。
- (2) 院内感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として、院内感染対策に関する教育、研修を行う。また、院内ラウンド等による部署別研修も病院内研修とする。
- (3) その他委託職員に対しても院内感染防止対策に関する研修会を行う。

第5条 感染症の発生状況報告に関する事項

院内感染の定義

病院内に感染源があり入院後48時間以上経過し原疾患とは別に感染した感染症をさし、医療従事者が感染し発病した場合も院内感染とする。当院の細菌検査結果などから耐性菌の検出状況を毎週全職員へ報告し、必要に応じて対策の周知や指導を行う。また細菌検査結果は、院内感染防止対策委員会、感染防止対策小委員会に報告する。

第6条 院内感染集団発生時の対応

院内感染発生が疑われる場合にはICTが情報収集を行い迅速に特定し対応する。必要に応じ臨時院内感染対策委員会を招集し感染経路の遮断及び拡大防止に努める。

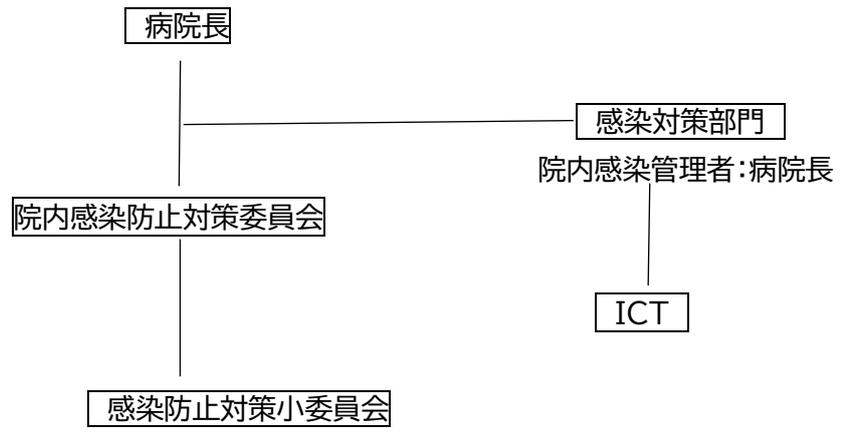
第7条 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。また、病院ホームページに掲載し、一般に公開する。

第8条 その他院内感染防止対策推進のために必要な事項

- (1) 当院の院内感染防止対策マニュアルは、最新のエビデンスに基づいたガイドラインを参考に、当院の実情に合わせ作成したものである。マニュアルは必要に応じて改定を行う。
- (2) 院内感染防止対策マニュアルは職員への周知徹底および参照性向上のため、院内共有フォルダにて管理を行う。
- (3) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。

【組織体制図】



改訂履歴

改訂年月日	改訂内容
2007年4月1日	作成
2025年9月1日	全面改訂